

総合特別区域法案 新旧対照条文

目次

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）（附則第四条関係）	1
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第五条関係）	2
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）	4
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）	6
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）（附則第八条関係）	9
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（抄）（附則第九条関係）	10
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十条関係）	15
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第十一条関係）	17

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりの</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮<sup>フ</sup>の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりの</p> <p>二・三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>十九の二 次のイ又はロに掲げる施設</p> <p>イ 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第一条第二項第五号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村（特別区を含む。ロにおいて同じ。）から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>ロ 総合特別区域法第二条第三項第五号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>二十〇二十九（略）</p>	<p>（事業所税の非課税の範囲） 七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十〇二十九（略）</p>

4  
~  
7  
(略)

4  
~  
7  
(略)

改正案

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

<p>文 書 名</p>	<p>作 成 者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及び八、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）並びに第十二号から第十五号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業</p>	

現 行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

<p>文 書 名</p>	<p>作 成 者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及び八、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）並びに第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業</p>	

<p>(略)</p>	<p>基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号口に掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

<p>(略)</p>	<p>基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号口に掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

		改 正 案				現 行	
別表第二（第三十条の七関係）				別表第二（第三十条の七関係）			
八〇十一（略）	（略）	七の二 市町村長	（略）	一〇七（略）	（略）	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	提供を受ける区域内の市町村の執行機関
（略）	省令で定めるもの	総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）による同法第二十条第八項及び第四 十三条第八項において準用する通訳案内士 法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八 条の登録、同法第二十三条第一項の届出、 同法第二十四条の再交付又は同法第二十五 条第二項の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	（略）	一〇七（略）	（略）	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	提供を受ける区域内の市町村の執行機関
八〇十一（略）	（略）	（新設）	（新設）	一〇七（略）	（略）	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	提供を受ける区域内の市町村の執行機関

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事務
一〇二十一	(略)
二十一の二 都道府県知事	総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二了二十八	(略)

別表第四（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
一〇六（略）	(略)

別表第三（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事務
一〇二十一	(略)
(新設)	(新設)
二十二了二十八	(略)

別表第四（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
一〇六（略）	(略)

<p>六の二 市町村長</p>	<p>総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七の十 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別表第五(第三十条の八関係)</p>	
<p>一～二十五 (略)</p> <p>二十六 通訳案内士法(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)において準用する場合を含む。 )による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>二十六の二 総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>二十七～三十三 (略)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>七の十 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別表第五(第三十条の八関係)</p>	
<p>一～二十五 (略)</p> <p>二十六 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)において準用する場合を含む。 )による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>二十七～三十三 (略)</p>	

改正案	現行
<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりの</p> <p>の</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p>	<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりの</p> <p>の</p> <p>二・三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 <u>総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。</u></p> <p>一四 一七（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十四号及び第十五号に掲げる業務（以下この項において「<u>共済事業</u>」という。）に関連する同条第一項第十六号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>一三 一六（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十三号及び第十四号に掲げる業務（以下この項において「<u>共済事業</u>」という。）に関連する同条第一項第十五号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p>

## (区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十号に掲げる業務(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。)、同項第十一号から第十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務

- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十一条に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)及び同項第十号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

## (区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十号に掲げる業務(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。)、同項第十一号及び第十二号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務

- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十一条に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)及び同項第十号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十五号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字

四 第十五条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第一項第一号に掲げるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	第十三号までに掲げる業務	第十三号までに掲げる業務並びに附則第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)
第二十二條第一項	第十五号に掲げる業務	第十五号に掲げる業務並びに附則第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	第十二号に掲げる業務	第十二号に掲げる業務並びに附則第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)
第二十二條第一項	第十四号に掲げる業務	第十四号に掲げる業務並びに附則第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三の五（略）</p> <p>三の六 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三の五（略）</p>

四〇六十二 (略)

四〇六十二 (略)

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十二の二 <u>通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士に関する</u>こと。</p> <p>二十三～百二十八（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十二の二 <u>通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関する</u>こと。</p> <p>二十三～百二十八（略）</p>